

『守護所地頭』考

三三〇

小林保夫

一 「泰時消息文」にみる守護所地頭

「関東御成敗式目」制定の目的について、鎌倉幕府の執権北条泰時から弟の六波羅探題北条重時に宛てた書状は日本中史上著名なものの一つであるが、これまでそれが二通あったことにはあまり注意が払われてきていないように思われる。八月八日付の書状は、鎌倉幕府の裁判が当事者の身分の高下や権勢の強弱によって左右されることなく、漢字の読み書きが不得意な地頭御家人が、無知のために思わざる罪に陥ることのないように、あらかじめわかりやすい法令をつくって、西国の地頭御家人たちにあまねく知らせて式目の周知徹底を指示したものである。一方、一月後の九月十一日付けの書状は、式目の公布が「武家の人への計らいのためばかり」であって、旧来の律令・格式との関係について、それが「京都の御沙汰、律令のおきて」に影響を及ぼすものでないことを示し、鎌倉幕府で偏頗なき裁判を行うため武家の慣例に基づく「道理のおすところ」を記したものであるとして、公家・貴族からの非難・摩擦を避けよう、「此趣を御心得て」「御問答ある」ように指示したものである。六波羅探題北条重時への泰時の式目制定に関わる指示の対象はそれぞれ前者が地頭御家人、後者が京都の公家・貴族である。

ことに八月八日付けの書状の末尾近くには「関東御家人守護所地頭に

はあまねく披露して、この意を得させ候べし。且は書き写して、守護所地頭には面々にくばりて、その国中の地頭御家人ともに、仰せ含められ候べく候^①。」とある。従来は「関東御家人守護所地頭」は「関東御家人・守護所・地頭」、「守護所地頭」は「守護所・地頭」、「地頭御家人」は「地頭・御家人」とそれぞれ「・」をつけて解されてきた。しかし、「守護所（所）」「地頭」の「面々にくばりて」、さらに「その国中」の「地頭・御家人」に「仰せ含め」よとでは「くばられた」「地頭」の面々が、「その国中」の「地頭」に「仰せ含め」させることとなり、「地頭」が「地頭」に周知徹底させることでは、文章としてはなほだ不自然ではないだろうか。これは「守護所（の）地頭」の「面々にくばりて」、その国中の「地頭御家人とも（共）」に「仰せ含められ候べく候。」と読解すべきで、各国の「守護所（の）地頭」を通じて、その管内の「地頭御家人とも（共）」に周知徹底させたと理解すべきであろう。それでは「守護所の地頭」とはいかなるものであろうか。

二 「守護所」の地頭と「守護所」の地頭代

次に「守護所・地頭」ではなく「守護所の地頭」と読解すべきと思われる管見に入った事例について検討してみたい。

(1) 「其故十生□賜宣旨、隨又賜六波羅御下知、雖不隨守護所地頭進□、近木郷地頭爲国狼藉之尅、加実見於両方天申云、若国□方爾毛供御人方爾毛、有指亡物并刃傷人者、速可被出对之」^②

貞応元年（一二三二）十二月、近木郷在住の宮中祭祀に勤仕する楽人の教習所である大歌所に所属した供御人の十生供御人と和泉国目代基成・院司爲国との間で相論が生じ、供御人三人が傷つけられ、所有していた冠・上絹や鴟尾の琴二張が砕かれた。^③

(1)はこの事件に関する文書中の一文で十生供御人側が宣旨を賜り、六波羅探題を通じて、和泉守護所に事件の解明を命じたにもかかわらず、守護所が進止に従わなかったために、近木郷の地頭に改めて調査（実見）を命じたものである。これにより近木郷の地頭側から提出されたのが貞応元年十二月十九日付の「地頭殿人藤原友□」^④と「近木郷地頭代」の書状である。文中に「守護所地頭」とあるが、「守護所・地頭」よりは「守護所の地頭」、すなわち普通に言われるところの守護と解すべきであるう。

(2) 「西国住人等号神人、構事於左右、好寄物功物之沙汰、致狼藉間、守護所地頭代等、及相論之時者、忽及喧嘩云々」^⑤

(2)は天福二年（一二三四）に出された鎌倉の執権・連署の北条泰時・時房から六波羅探題北条重時に宛てて出された神人取締り令で、文中の「守護所地頭代」はこれまでは「守護所・地頭代」として「守護所」（守護）と「地頭代」と理解されてきたが、これも「守護所の地頭代」と解すべきであろう。なお、文中後段には「守護人地頭」とあり、これも「守護人の地頭」と解すべきで、これについては改めて後に触れる。

(3) (a) 「守護所地頭、或諸社神人先達、或諸庄園□□」（預所沙汰人等煩）

（中略）而去承久之比、守護地頭致濫妨、重達訴訟□□武家下知状如此、但諸国守護所地頭已下之輩得替之尅新□□賜也、（中略）□

（任）申請可停止彼所々守護所地頭神人□□煩之状^⑥

(b) 「守護所地頭、或諸社神人先達、或諸庄園□□」（預所沙汰人等煩）

（中略）而去承久之比、守護所地頭致濫妨、重達訴訟□□武家下知状如此、但長門国守護所地頭已下之輩得替之尅新□□賜也、（中略）□

（任）申請可停止彼所々守護所地頭神人□□煩之状^⑦

(3)は(a)と(b)の傍線部に違いがみられるものの、いずれも右方燈炬作手（供御人）からの「守護所地頭」、「諸社神人先達」、「諸庄園預所沙汰人」などによる煩をとどめてほしいとの解状による訴えに対して、藏人所からそれを認めたものである。供御人宛の藏人所牒は偽文書も少なくないが、宝治二年（一二四八）には左方燈炬作手惣官光氏から出された解に対して、藏人所は牒を光氏に充てて下し、「供御人兼東大寺鑄物師等」に通達させている。^⑧ 網野善彦氏によれば、「木曾乱逆以後」や承久の「乱逆以後」に、作手の解及びそれに応ずる牒が発給されている点からみて、光氏が解を発した背景に、前年の宝治合戦に伴う混乱を考へることは、「一応無理のない推測」とされており、同時期に右方燈炬作手（供御人）宛てに藏人所牒が出されたことも認められている。いずれにせよ(3)の(a)(b)ともに発給された可能性は高い。問題は「守護所地頭」である。「諸社」の「神人先達」、「諸庄園」の「預所沙汰人」とあれば対句的に考えれば「守護所」の「地頭」となるのではないだろうか。また、(a)の「守護地頭」は(b)では「守護所地頭」となっており、文脈からみれば「守護所地頭」のほうが妥当であり、(a)の「守護地頭」は所が脱漏したのであろう。

この三つの事例は前述の「泰時消息文」と同様に「守護所地頭」が「守

護所・地頭」ではなく「守護所の「地頭」と解され、のちに守護として呼び習わされていった「守護所」に「地頭」と呼ばれる統率者ないしは責任者が存在していたことは明らかであろう。

三 鎌倉初期の「守護所」

それではこの「守護所」とはどのようなものであったのであろう。

鎌倉時代の「守護所」は守護が管内の行政を行う居館で、守護が在国していない時はその管国支配を代行した守護代あるいは又代の居所である。守護所には政所・調所などの機関が存在し、国内の駅路業務や雑務裁判などを行っていたことなどが知られているが、その具体的構造についてはいまだ十分に解明されていない。

義江彰夫氏は鎌倉幕府成立以前から安芸国では国府内に一在庁官人が国衙の守護人として守護所を構成していたとの指摘をされているが、国司と守護が事実上同一人物であった筑前・豊後などを除けばこれまで一般には国府と守護所は別の場・空間領域を形成していたと理解されてきた。鎌倉中期以降、ことにモンゴルの襲来以後は管内の水陸交通の要所に置かれることが多く、国府に替わり国内の政治・流通・商工業の中心的役割を担うようになっていったことも知られている。

秋山哲雄氏は『鎌倉遺文』に見える守護所を検出され、A・守護の主宰する機構、B・守護（あるいは守護代・又代）の職を表し、しばしばその職を持つ人格そのものを示す、C・Aが置かれる具体的な建物を示す、との三種類に分類され、研究上の用語として守護所を意味するCの用例はほとんどなく、むしろAやBの用例が多いことを指摘されている^⑩。また、「守護所」が国衙内の一機関を意味するとの佐藤進一氏や松山宏氏の推測から、国衙ないしは近接していた守護所がモンゴル襲来に

ともなう「異国征伐」計画による軍事物資の確保とその輸送のため、守護所の場所が輸送に困難をともなう場合には交通の拠点である地域に守護所を移動させたとも述べられている^⑪。

いずれにせよ守護所が当初は国衙内あるいはその近傍にあり、国衙と何らかの関わりを有していたことは明らかである。

さらに秋山氏は「守護所」の初見を文治二年（一一八六）六月二十七日の「太宰府守護所下文」^⑫として、文治二年から四年にかけての「太宰府守護所」五点を提示されている。その典拠史料がいずれも『鎌倉遺文』に付せられている「太宰府守護所下文」との文書名を採用されたものと思われる。秋山氏によって提示された五点のうち文治二年八月六日のものを除く太宰府府官二名とその末尾に「藤原」として天野遠景の署判を有する文書については石井進氏がこれを「鎮西奉行天野遠景下文」とされており^⑬、これらはいずれも源頼朝の下文をうけて武士に対する地頭職安堵を施行したものである。大山喬平氏によれば、文治勅許によって置かれた鎮西九か国の国地頭としての九州地頭成敗権は天野遠景が頼朝の権威を背景として行使されている^⑭。さらに、石井氏は太宰府府官十七名の連署と袖判よりなる文治二年八月六日の文書については「太宰府庁下文」とされている。内容は神崎庄官僧春勝を宗家の押妨を斥け、河上社座主職に任じたもので「後白河院庁下文」をうけて出されている。これらの文書からは文治二年から四年にかけて太宰府に「守護所」が置かれたと断定することは出来ないであろう。石井氏はこの文治二年八月の「太宰府庁下文」はその形式が「まったく前代以来の踏襲であり、文書上には特に遠景関与のあとを見出すことができない」と述べられており^⑮、従来からの京都朝廷―太宰府機構ルートによる訴訟処理が行われていたのである。

「守護所」の初見はそれから七年後の建久六年（一一九五）に肥前国御

家人に課せられた「(太宰府) 守護所大番役」の結番を命じられた一番と二十八番の交名にみられる「太宰府守護所」である。^⑧この結番交名は一番と二十八番のみで「中間略之」とある点など石井氏は「若干の疑点を抱かせるものがある」とされながら、いくつかの史料の検討から「資料として採用することにした」として一応文書としての信憑性を認められている。^⑨

さらに建久八年(一一九七)の大隅国凶田帳の作成にあたっては、同年四月十五日の「源頼朝御教書」によって太宰府守護所と推測される「守護所」にその伝達を命じ、守護所は大隅国在庁に「守護所牒」で凶田帳の作成を命じている。^⑩

また明治二年(二二〇〇)一月二二日の「太宰府政所帖(牒)案」の文中にも「宰府守護所」がみえ、天野遠景解任後ほどなく建久五年ないしは六年頃には太宰府に守護所の設けられていたことは明らかである。石井氏はこの守護所が「鎮西守護所すなわち鎮西奉行所に他ならず」とされており、九州各国守護に分化する以前の九か国を統治する守護所であり、系譜的には天野遠景の「鎮西奉行」としての家人統率に連なるものである。^⑪なお、天野遠景は「鎮西守護人」とも呼ばれていた。^⑫旧来の律令制支配に基づく太宰府の府官の中核組織である府政所とは別に鎌倉幕府による九州支配、ことには平家方地頭を斥け、鎌倉方御家人創出の機構として守護所は設けられ、鎌倉幕府―太宰府守護所―管下機関の命令伝達系統が従来の京都朝廷―府政所―九州各国の国衙等の管下機関への指揮伝達経路に割り込んできたのである。頼朝が命じた凶田帳作成を守護所が「牒」のような文書によって大隅国の在庁に伝達されているのも、朝廷からの正式な命令伝達の経路ではないことを文書様式の上で示すことによるものではなからうか。

太宰府以外の国の「守護所」の初見は建久七年(一一九六)正月の「高

野御領沙汰人」宛の「中原親能書状」にみられる「守護所」である。文面に年貢を対拝する「犯人等ハ、無狼藉可被召渡守護所也」とあり、おそらくは紀伊国とみられる「高野御領」中での地頭の非法を禁じ、それに違反したものを「守護所」へ召し渡すことを命じたものである。^⑬さらに翌建久八年(一一九七)に但馬国の御家人「出石郡」の「壱岐新大夫助景」を注進した「御家人交名」の差出し者として「守護所源親長」がみられる。^⑭この「源親長」はこの時期の但馬守護と推定されている。

以上みてきたように建久六年以降には太宰府のみならず、国々においても「守護所」が設けられていたことが明らかである。

建久年間に鎌倉幕府支配に大きな進展のみられたことについては、すでに早く佐藤進一氏が守護の根本的職権とされる大番催促(国内地頭御家人の平時統率権)および国内治安警察権の取得は「恐らく文治五年奥州征伐後、建久初年に在るのではあるまいか」と指摘されており、^⑮また、石井氏も建久年間に在る幕府の地方支配組織の強化・拡充が、御家人組織の新たな創出のみに終わらなかつたと述べられている。^⑯

四 奥州征伐の意義

文治五年(一一八九)の奥州征伐は鎌倉幕府創業以来、目の上のこぶ的存在であった奥州藤原氏の滅亡に止まらず、その後の鎌倉幕府支配の進展、とりわけ西国での幕府支配の浸透にも大きな意味を持っていた。奥州征伐の戦後処理を検討することにより、その後の鎌倉幕府支配、とりわけ西国支配の強化・拡充にどのような意味を有していたかについて考えてみたい。

奥州征伐の戦後処理の中核を担ったのは葛西清重である。奥州藤原氏の滅亡のち清重は頼朝より「陸奥国御家人」を「奉行」することを命

じられるとともに、「平泉郡内検非違使所」の「管領」を委ねられている。清重は武力を有する武士身分の「陸奥国御家人」を国衙を通して集めるとともに、これに従わない武士を「検非違使」として取り締まる権限を頼朝に委ねられたものである³³。この清重が頼朝から委ねられた権限が国内地頭御家人の平時統率権（大番催促）および国内治安警察権の取得という守護の根本的職権に類似していることに注目したい。また、頼朝より「陸奥国御家人」を「奉行」することを命じられることに先立って、葛西清重は平泉館炎上により焼失した「奥州羽州省帳・田文已下文書」について古老に尋ね、奥州住人の豊前介実俊兄弟を召出して「両国絵図并諸郡券契」を注進させている³⁴。後述するように田文の注進は御家人役を負担する御家人の選定と一連のものである。葛西清重はのちに「陸奥留守所」の責任者として「陸奥留守職」に任じられた伊沢家景とともに「奥州総奉行」と称されている³⁵。清重が頼朝から与えられた職務こそ奥州藤原氏が行使してきた軍事・警察権を解体し、それを占領軍として接収することによる奥州における新たな軍事・警察権の構築であった。ここで注意しておきたいのは清重の職務は軍事・警察権の構築にあり、国務全般に及んでいないことである。国務についてはこの後「陸奥留守職」に就任した伊沢家景が在庁の実権を掌握している。

また頼朝は泰衡追討の「勸賞」を固く辞退しただけでなく、御家人の勲功を注申せよとの院宣に対し、賞を辞退した上はあれこれ申し上げるものではないとして院の申し入れを断っている³⁶。さらに泰衡征伐の「勸賞」を行うべきであるとの再度の院からの申し入れに対し、重ねてこれを辞退するとともに、奥州・羽州での「地下管領」について明春にも沙汰してほしいと願っている³⁷。この「地下管領」については『吾妻鏡』の宝治二年（一二四八）二月五日条に奥州での藤原泰衡征伐後に「泰衡管領跡」として「陸奥・出羽領国知行せしむるの由、勅裁を蒙る」とあり、

「知行」の語が用いられている。この「地下管領」あるいは「知行」は「泰衡管領跡」とあることから父秀衡から継承した泰衡の陸奥・出羽領国の留守所の実質支配の獲得、すなわち「頼朝は奥羽領国における国務の実権を公然と要求した」とみえる³⁸。しかし、またこれが『吾妻鏡』の地の文であり、その後の鎌倉幕府の奥州支配の進展が反映された可能性をも否定出来ない。高橋富雄氏は大江広元の奥州・羽州での「地下管領」（高橋氏はこれを「地下領掌権」とされている）の申し入れに対し、帥中納言経房が明春勅許のあることを十二月に入って回答して来たことにより、「奥羽に地頭が補任され」、「奥州征伐はここにいたって点晴を見たのである」として、この時頼朝が獲得しようとしたのは奥州での地頭補任権であったことを示唆されている³⁹。

陸奥国では藤原氏滅亡直後、当初は「新留守所・本留守」が「多賀国府」で「在庁」を率いており、頼朝の意を受け、伊沢家景が「陸奥国留守職」に就任するのは大河兼任への「同意」の罪で「新留守所・本留守」が改替された翌建久元年三月であり、同年十月には「御目代下向せざる間、留守家景並びに在庁の下知に随い沙汰致すべし」と、家景は目代ではなくあくまで目代の代行者として「先例を在庁に問うべし」との先例に基づいた在庁官人の統率にあたっている。多賀城の陸奥留守所は従来が目代―本留守・新留守―在庁官人から目代―伊沢家景―在庁官人へと衣替えを果たすが「国司は公家より補任せられ、在庁は国司の鏡なり」と陸奥国務への介入は限定的なものであった。しかし、一方で御家人の勲功を注進せよとの院からの要請を再三拒否していることから、地頭の補任は頼朝自身の手で行うことを院に対して暗に示したと考える⁴⁰。よいのではなからうか。葛西清重と陸奥留守所の伊沢家景の奥州両奉行制もこうした奥州の二重支配によってもたらされたものと言える。頼朝死後の建保四年（一二二六）正月、大江広元が陸奥守に就き、以後鎌倉幕府内

部で襲任されることにより鎌倉幕府は名実共に陸奥の国務を手に入れるのである。国務の掌握によって陸奥では葛西清重の職務を受け継ぐような守護を設置する必要がなかったものと思われる。

頼朝のスタンスはあくまで奥州藤原氏の滅亡による政治的混乱を回復するための朝廷の代行者であって、当面のねらいは国務全般の掌握よりは奥羽地域の頼朝による地頭の補任にあり、それにより奥州藤原氏の軍事・警察権を解体し、その接収にあったものと思われる。

以上のような奥州征伐の戦後処理の経験はその後の鎌倉幕府の西国支配に決して少なくない意味を有している。

五 西国の守護所

次に奥州征伐後の鎌倉幕府による西国支配の進展に「守護所」が果たした役割について述べる。

まず「宰府守護所」であるが、その初見が建久六年（一一九五）であることはすでにみてきたところであるが、その内容は「(太宰府)守護所大番役」の結番を肥前国御家人に命じたものである。³⁸⁾「守護所」が大番催促にかかわっていたことがわかる。次いで「宰府守護所」がみえるのは建久八年（一一九七）の大隅国図田帳の作成にあたって頼朝が命じた図田帳作成を守護所が大隅国の在庁に伝達し、その作成を命じたものである。³⁹⁾建久八年（一一九七）には大隅国以外でも筑後・肥前・肥後・豊後・日向・薩摩でも図田帳が作成されており、ほぼ同時期のものと思われる。豊前国を含めると、筑前国を除く九州全域で図田帳の作成が行われている。これらの図田帳、いわゆる大田文は石井氏によれば田地面積とその領有関係、殊に地頭の氏名を詳細に記したB型大田文で、荘公田数あるいは公領所当米を記したA型大田文とは異なり幕府の主導で作成さ

れている。さらに石井氏は幕府の国内統治の実現のための重要な素材として、「地頭補任状況の調査、地頭御家人への御家人役賦課の際の基準面積の把握などを目的とした」ことを指摘されている。⁴⁰⁾薩摩国では同年十二月二十四日付で国内の内裏大番役支配注文が作成され、大隅国でも翌建久九年三月十二日付で「国方」一四名、「宮方」一九名の計三三名からなる御家人交名が作成されている。⁴¹⁾太宰府管内の幕府方地頭の所職安堵や平家没官地への新地頭の補任を専らとした天野遠景の「鎮西奉行」からさらに一歩進んで宰府守護所により九州各地頭御家人を大番催促をてこに幕府が把握することを目指したものである。

次に国の守護所であるが、秋山氏は承久期以前の事例を八例あげられている。⁴²⁾そのうち元久二年（一一〇五）閏七月日の関東下知状には疑偽が示されており、また欠年の三例はいずれも『鎌倉遺文』の編者により建保二年（一一二四）と推定され、秋山氏もこれに従っておられるが、伊藤邦彦氏は常陸国に関わる四月七日の某御教書は寛元元（仁治四 一一二四）—文永二（一二六五）に作成されたとされている。⁴³⁾この二例を除く六例は国別では北陸道の越前、山陰道の丹後、但馬、出雲、南海道の紀伊と思われる高野御領でこのうち出雲に二例みられる。また、この六例中五例が「殺害・刃傷・放火人の拘引」⁴⁴⁾などの検断に関わるものであり、残りの一例が但馬国で「守護所源（安達）親長」が「但馬国当役御家人交名」を注進したものである。⁴⁵⁾この当役とは前述の九州と同様に大番役とみてよいだろう。さらにこの「但馬国当役御家人交名」を注進した同時期に但馬国では「建久之帳」あるいは「建久九年百姓註文」⁴⁶⁾と呼ばれる大田文（図田帳）が作成されている。⁴⁷⁾このような大番役賦課を目的とした「御家人交名」の作成は薩摩や大隅、但馬以外でも同時期の建久年間に丹波や若狭、和泉などでも作成されていたことが知られており、⁴⁸⁾但馬同様大田文が作成され、これらには守護所が関与していたものと思われる。す

なわち九州以外でも西国の国々において建久年間に「守護所」が検断とともに在庁の協力のもと大番役催促を名目として、国衙を媒介に国々の地頭御家人の編成を行っていたことは明らかであろう。

なお、「守護所」の検断の行使も地頭御家人が対象であり、「任先度御下知、於境辺尋聞子細、召出其身於守護所、可致沙汰⁵⁴⁾」や「但於殺害刃傷放火人拘引者、为国造殿沙汰、可被召出也⁵⁵⁾」とみられるように莊園領主の莊務権への配慮からその行使も限定的なものであった。

以上述べてきたところをまとめれば西国では建久年間に「守護所」が大番役催促を名目として、国衙を媒介に国々の地頭御家人の編成を進めており、一定の検断権を行使していた。検断権の行使も太宰府のように朝廷側が持っていた旧来の権限を全面的に接収するまでには至らず、また莊園領主の莊務権への配慮から行使にあたっては限定的なものとならざるをえなかった。さらにこのような西国の「守護所」の先蹤が奥州合戦後の葛西清重の「陸奥御家人」「奉行」および「平泉郡内檢非違使所」「管領」にあつたのである。

六 「家人奉行人」

前述の「宰府守護所」の権限は建久八年頃より三地域に分割され、筑前・豊前・肥前を武藤資頼、筑後・豊後・肥後を中原（大友）親能、大隅・薩摩・日向を島津忠久が支配するようになり、以後九州地方の政治史はこの三氏の動向により展開していく。

⁵³⁾ このうち建久八年十二月三日付で島津忠久に充てた前右大将家政所下文を次にあげる。

前右大将家政所下 左兵衛尉惟宗忠久

可早為大隅・薩摩両国家人奉行、致沙汰条々事

一 可令催勤内裏大番事

右催彼国家人等、可令勤仕矣

一 可令停止売買人事

(中略)

一 可令停止殺害已下狼藉事

右殺害狼藉禁制殊甚、宜守護國中、可令停止矣

以前(中略)而又家人等誇優恕之余、不可对捍奉行人之下知、惣不慮事出来之時、各可致催勤矣、以下

建久八年十二月三日

案主藤原

令大藏丞藤原(花押)

知家事中原

别当前因幡守中原朝臣

散位藤原朝臣(花押)

この文書については佐藤進一氏によって第一・第三条は「いわゆる大犯三ヶ条と事実上同じもの」として島津忠久に対する実質的な大隅・薩摩両国の「守護補任状⁵⁴⁾」とみなされており、「家人奉行人は守護の前身であり、この下文は守護制度の成立過程を考えるうえに重要な史料⁵⁵⁾」とも述べられている。しかし、この下文にはすでに石井氏によって位置書中に当時「兵庫頭」の官途にあつた中原(大江)広元を「前因幡守」とあることに疑偽がしめされており、また他にあまりみられない「家人奉行人」としては奥州での葛西清重が「陸奥国御家人事」「可奉行」として陸奥国での御家人の編成について頼朝より委ねられていたことは前に述べた。伊藤氏はこれは「守護人」ではないとして斥けられている⁵⁶⁾。確かに奥州での葛西清重は奥州奉行で、奥州での守護の設置は認められない。しかし、奥州が葛西清重と伊沢家景との両奉行が置かれたことは太宰府での

在庁と守護所との二重支配を想定させることから、葛西清重は奥州における「宰府守護所」の役割を果していたとみてよいのではなからうか。大隅・薩摩においても「宰府守護所」がある時点では「守護所」の名称が避けられて「家人奉行人」が用いられたものと思われ、島津忠久の「家人奉行人」はこれまでみてきた西国の国々の「守護所」と同様薩摩・大隅の「守護所」（後に成立）の実質的責任者であった。

なお、上横手氏は西国守護の特色が大番催促、御家人統率の側面であり、この島津氏のような「家人奉行人」たる点にあったとされている。

むすび

以上述べてきたところを次に簡単にまとめる。

- 一. 建久年間、九州および西国の国々では国務を行う在庁とは別に源頼朝により「守護所」が置かれ、在庁の協力のもと大番役催促を名目として、国衙を媒介とする管国の地頭を御家人として編成していた。
- 二. 管国の御家人を統率する「守護所」の責任者は「守護所」の「地頭」あるいは地域によっては「家人奉行人」と呼ばれた。
- 三. 「守護所」の「地頭」は管国の地頭御家人の交名注進のため、在庁官人の協力のもと「田文」（太田文）を作成した。
- 四. 「守護所」の「地頭」による検非違使や押領使、あるいは追捕使としての検断の行使は地頭御家人の非法の取り締まりを専らとし、大番催促に非協力的な地頭御家人を尋成敗するためでもあった。
- 五. このような「守護所」の「地頭」の先蹤は奥州征伐後の葛西清重の役割にみられる。

「守護所」の「地頭」は九州・西国において国衙を媒介として管国武士を御家人身分の構成用件たる内裏大番役の勤仕を初めとする大番役賦課

を名目として編成する「国衙御家人」の統率者であり、鎌倉幕府に敵対する勢力を謀叛人とし、その没収地には鎌倉よりの地頭御家人を補任することによって、「王朝の侍大将」たる源頼朝が朝廷内外での唯一絶対的な武力保持者として平家滅亡以後の九州・西国での軍事・警察権の掌握をめざしたものであった。

注

- ① 「北条泰時消息」（『日本思想体系 中世政治社会思想上』 岩波書店 一九七二）
- ② 年月日未詳 某陳狀 「民経記」 安貞二年十月卷裏文書 『鎌倉遺文』 三一〇四号（以下『鎌』 三一〇四号と略称）
- ③ 貞応元 十二・十九 地頭殿人藤原友□書状案 『鎌』 三〇三〇号（貞応元） 十二・十九 近木郷地頭代書状案 『鎌』 三〇三二号
- ④ 前掲注③
- ⑤ 天福二 三・一 関東御教書案 『鎌』 四六二五号
- ⑥ 宝治二（十二・日） 藏人所牒案 安尾文書 『鎌』 補一四二二号
- ⑦ 宝治二（十二・日） 藏人所牒案 肥後阿蘇品文書 『鎌』 七〇二五号
- ⑧ 宝治二 十二・日 藏人所牒写 肥後阿蘇品文書 『鎌』 七〇二四号
- ⑨ 「中世前期の都市と文化」 歴史学研究会・日本史研究会編 『講座日本歴史3』 東京大学出版会 一九八四 二二三頁
- ⑩ 「守護所」にみる鎌倉幕府の守護 『鎌倉遺文研究』 第八号 二〇〇一（のち『北条氏権力と都市鎌倉』 吉川弘文館 二〇〇六 所収）
- ⑪ 佐藤進一 『鎌倉幕府守護制度の研究―諸国守護沿革考証編―』 東京大学出版会 一九七二
- ⑫ 松山宏 『鎌倉時代の守護所』 『奈良史学』 七 一九八九
- ⑬ 前掲注⑩
- ⑭ 『鎌』 一一九号
- ⑮ 石井進 『日本中世国家史の研究』 岩波書店 一九七〇 九四頁外
- ⑯ 「鎮西地頭の成敗権」 『史林』 六一―一 一九七八 一三三頁
- ⑰ 前掲注⑮ 九八頁

- ⑱ 『鎌』 八〇八号
- ⑲ 注⑮石井前掲書 第一章第三節 注58 瀬野精一郎氏によればこの文書は南北朝時代に大友氏の祖とされる中原親能の鎮西奉行就任説の支証文書として移されたもので、疑点があるとされている（『鎮西御家人の研究』吉川弘文館 一五七五 一六六頁）
- また、上横手雅敬氏は（中原）親能の袖判や建久六年の日付などはまず信用できないが、押領使高木宗家が御家人統率を行ったことは認めてもよいとされている。（同氏「守護制度の再検討」『日本中世国家史論考』 塙書房 一九九四）
- ⑳ 『鎌』 九二四号
- ㉑ 『鎌』 一一七六号
- ㉒ 注⑮石井前掲書 一〇〇頁
- ㉓ 『吾妻鏡』（以下『吾』と略称） 文治三・十一・五条
- ㉔ 『鎌』 八二六号
- ㉕ 『鎌』 九三二号
- ㉖ 注⑪佐藤前掲書 一八八一―一九〇頁
- ㉗ 注⑮石井前掲書 三六二頁
- ㉘ 『吾』 文治五 九・二十二、二十四条
- ㉙ 『吾』 文治五 九・十四条
- ㉚ 『吾』 建久六 九・二十九条
- ㉛ 『吾』 文治五 十一・七条
- ㉜ 『吾』 文治五 十二・六条
- ㉝ 大山喬平『鎌倉幕府』 小学館 一九七四 一八一頁
- ㉞ 『奥州藤原氏四代』 吉川弘文館 一九五八 一六二・一六三頁
- ㉟ 『吾』 建久元 十・五条
- ㊱ 『吾』 建久六 九・二十九条
- ㊲ 前掲注⑱
- ㊳ 前掲注⑳ 一五五頁
- ㊴ 注⑮石井前掲書
- ㊵ 『鎌』 九五四・九五五・九五六号
- ㊶ 『鎌』 九六九号
- ㊷ 注⑩秋山前掲書
- ㊸ 『鎌』 一五七〇号
- ㊹ 『鎌』 二〇九七号
- ㊺ 伊藤邦彦『鎌倉幕府守護の基礎的研究 論考編』岩田書店 二〇一〇 九七―九九頁
- ㊻ 建保三 七・日 左兵衛尉源某下知状（『鎌』 二一七三号）
- ㊼ 『鎌』 一五七七四号
- ㊽ 弘安八 十二・日 但馬国太田文（『鎌』 一五七七四号）
- ㊾ 注④伊藤前掲書 三〇四頁
- ㊿ 注④伊藤前掲書 二九〇・三〇六頁
- 51 年欠（建保二？） 四・十六 大江某御教書 『鎌』 補六二七号
- 52 注④
- 53 『鎌』 九五〇号
- 54 注⑪佐藤前掲書
- 55 佐藤進一『新版古文書学入門』 一二四頁
- 56 注⑤佐藤前掲書 一二四頁
- 57 なお黒川高明「源頼朝の疑偽文書に関する二、三の考察」『鎌倉遺文研究』 三 一九九九参照
- 58 注④伊藤前掲書 一五七・二五八頁
- 59 注⑨上横手前掲書
- （本学非常勤講師）